

はしがき

本書は『民法学の現在と近未来』と題する。未来などそう簡単に予測できるものではないが、時代の世界的激動と、日本の債権法改正の動きに合わせて、その方向性を少しでも把握できればとの願望を込めたものである。

我々は、中川淳先生を代表として「民法学研究会」を組織し、1980年頃から長い間活動してきたが、会員の高齢化や法科大学院の設立による「想定を超える」教育と雑用の著しい増加等によって、宇佐見大司・大島和夫編『変わりゆく人と民法』（有信堂、2009年11月）の出版を最後に、一応研究会を解散した。

しかし、その後、法学部や法科大学院等での実務教育や受験に配慮した教育の強化、アメリカのロースクールや韓国、台湾等の実情とも大きく異なる日本の実情、それに対して、あまり深い分析や疑問を呈しない日本社会やマスコミの風潮に大きな危機感や違和感を抱く者等の中から、やはり学問・研究こそが第1であり、その成果を発表する機会や組織がほしいとの声が自然発生的に挙がり、それではと、民法学研究会で一応古参組に属していた私が新しい企画の世話役（編者）を買って出ることになった。

そこで、まず最初に、中川淳、中井美雄、伊藤昌司の3人の大先輩の執筆参加の確約をいただき、加えて若手・中堅の先生方を多くする企画を立案し、その目的の達成のため、私だけではすべての執筆者の確保が困難なので、特に親しくしていただいている伊藤昌司先生（九州大学名誉教授）、近江幸治先生（早稲田大学）、小川富之先生（近畿大学）に気鋭の執筆者紹介の労をとっていただいた。加えて、私の友人・知人をはじめ、同志社大学・大学院等で指導してきた方々にも数多く御協力いただくことにした。

そのような体勢の中で、本書のコンセプトは、民法の体系的項目での問題点はもちろん重視するが、特に、執筆者各人の研究関心の強い項目を選んで担当していただき、先端的分析や問題提起を心がけたことである。何人かには日本の債権法改正の動向にも注目していただいたが、「中間報告」の公表が2013年

になったこともあって、現時点で深く取り上げることは無理であった。その結果、必然的に外国法の新しい動向に関する著作が多くなったこと、社会の変化によって激動している親族法・相続法の現代的課題に比較的多くのテーマが集中することになったのが特色といえよう。

出版事情等の厳しくない時代であれば、財産法領域を中心にあと数名の参加をさらにお願いするのが理想であったが、全25本程度という限られた条件下では、抜けているテーマも多いことをお許し願いたい。

ともあれ、世代、学閥等の前近代的な日本の因習を極力否定して、幅広く若手を多用し、各執筆者にのびのびと新鮮な視点で問題の分析と自己主張をしていただくことを念願して本書は成った。各人の努力に敬意を払うとともに、幾ばくかでも学会に寄与することができればこれに優る喜びはない。また、このような市場性のない本を出版することに対し、広い心で快く承諾して下さい、執筆の遅延にも根気よく対応して下さい法律文化社の秋山泰、舟木和久両氏に心から御礼を申し上げたい。

2012年7月12日

編者 田井 義信